

# 令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	6		府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">不動産取得税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">固定資産税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業所税</span> その他（都市計画税）			
要望項目名	2025年大阪・関西万博の円滑な開催に向けた所要の措置			
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>令和4年度税制改正においては、令和7年（2025年）に開催する大阪・関西万博の円滑な準備及び開催に資するよう、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会に課せられる地方税につき、税制上の所要の措置を講じられたところ、令和5年度税制改正要望については、大阪・関西万博に参加する内国企業等に課せられる地方税につき、過去に開催された国際博覧会を参考にしつつ、税制上の所要の措置を講ずる。</p>			
関係条文	〔 — — — — — 〕			
減収見込額	<p>[初年度] — ( — ) [平年度] — ( — )</p> <p>[改正増減収額] — ( — ) (単位：百万円)</p>			
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>国内で国際博覧会を開催するにあたっては、参加する内国企業等に対し、税制面の措置が講じられることが通例であるところ、大阪・関西万博についても、参加コストに大きな影響を与える税制面について措置を講じ、内国企業等の積極的な参加を促していくことで、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裡の開催につなげる。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>国際博覧会は、人類の科学的・文化的な成果や新たな未来像を提示する世界の祭典であり、これまで日本で開催された国際博覧会は、開催を契機として、インフラ整備や都市開発などを通じて日本自身が大きな飛躍を遂げるとともに、科学的・文化的な成果や新たな未来像を提示するなど、国際社会に大きく貢献してきた。</p> <p>令和2年12月に閣議決定された大阪・関西万博の「基本方針」においても、大阪・関西万博を契機に、日本が「課題解決先進国」として、人間一人一人がそれぞれの可能性を最大限発揮できる持続可能な社会を、国際社会と共に創ることを推し進めることを示しており、大阪・関西万博の開催は、我が国が有する最新技術や文化、地球規模の課題の解決に向けた我が国の取組みを国際社会に発信し、国際社会における日本のプレゼンスを向上させるために極めて重要なプロジェクトである。</p> <p>大阪・関西万博は、令和7年（2025年）4月13日から10月13日までの6か月間開催され、多くの内国企業等の参加も想定されている。</p> <p>過去の国内外で開催された国際博覧会においては、開催国において同様の非課税措置が講じられることが通例になっていることも踏まえ、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を支援するために、参加する内国企業等について、万博に供する事業所・固定資産に対する課税を非課税とする必要がある。</p>			

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展
	政策の達成目標	大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裡の開催につなげる。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和5年5月1日～令和8年3月31日
	同上の期間中の達成目標	大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裡の開催につなげる。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	内国企業等の参加コストに大きな影響を与える税制面について措置を講じることで、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裡の開催につなげる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	内国企業等の参加コストに大きな影響を与える税制面について措置を講ずることで、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裡の開催につなげる。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>令和4年度税制改正要望においては、大阪・関西万博の参加者等（外国公式参加者、BIE、（公社）2025年日本国際博覧会協会）に課される地方税（個人住民税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税、自動車税、軽自動車税）について税制上の所要の措置を要望。</p> <p>このうち、外国公式参加者、BIEに課される地方税（個人住民税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税、自動車税、軽自動車税）については、「二千二十五年日本国際博覧会に関する特権及び免除に関する日本国政府と博覧会国際事務局との間の協定」（令和4年7月26日公文交換、同年8月25日発効）の締結により、同協定の免税規定が直接適用されている。</p> <p>（公社）2025年日本国際博覧会協会については、税制改正により下記措置が講じられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・博覧会の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税について、非課税とする等の所要の措置を講ずる。</li> <li>・博覧会の用に供するために取得した一定の家屋に係る不動産取得税について、非課税とする等の所要の措置を講ずる。</li> <li>・取得し、又は所有する博覧会の観客の輸送の用に供するバスに係る自動車税について、非課税とする。</li> </ul>